

武蔵野市2050ゼロパートナー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が環境配慮行動を推進する2050ゼロパートナーを認定することを通し、市と事業者等との連携を推進することで、2050年までに市域の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出抑制等に資する施策及び事業等
- (2) 事業者 市内に事業所を有して、営利又は非営利を問わず事業活動を行う者
- (3) 事業所 事業者が活動拠点とする市内の店舗、事務所等
- (4) 商店会 武蔵野市産業振興条例（平成28年6月武蔵野市条例第32号）に定める商店会
- (5) 2050ゼロパートナー 別表に掲げる実施項目を実施し、市から認定を受けた事業者及び商店会（以下「事業者等」という。）

(2050ゼロパートナーの責務)

第3条 2050ゼロパートナーは、次に掲げる責務を有する。

- (1) 地球温暖化対策を遂行し、常に環境の保全及び持続的な発展が可能な都市の構築に寄与するように努めなければならない。
- (2) 第6条第1項の認定証を他人に譲渡してはならない。
- (3) 市長の求めがあった時には、第6条第1項の取組内容の実施経過、成果等について、任意の様式で報告しなければならない。

(2050ゼロパートナーへの機会の付与)

第4条 市長は、2050ゼロパートナーに係る取組及び市域の地球温暖化対策を促進するため、2050ゼロパートナーに次に掲げる機会を付与するものとする。

- (1) 2050ゼロパートナーとしての取組及び実績等を市ホームページ等に掲載する機会
- (2) 市の環境啓発施設内で広報活動等を行う機会
- (3) 2050ゼロパートナー間で情報を共有する機会

(届出)

第5条 2050ゼロパートナーの認定を受けようとする事業者等は、市指定の電子申請により、市長に届け出るものとする。この場合において、市長は、

届出された事項を公表するものとする。

(認定)

第6条 市長は、前条の規定による届出をした事業者等の取組内容を踏まえ、2050ゼロパートナーに認定し、認定証を交付するものとする。

2 2050ゼロパートナーは、市の認定事実及び認定証のデザインを自らの広告又は宣伝に使用することができるものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、2050ゼロパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定に違反したとき。

(2) 第5条の規定により届出された事項を実施していないことが、相当の客観的事実により認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、2050ゼロパートナーとして適当でない事由があると市長が認めるとき。

2 前項各号に該当する事実があると認めるとき、市長は、認定証の返却を求めるものとする。

(認定証の返却)

第8条 2050ゼロパートナーは、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに認定証を返却しなければならない。

(1) 2050ゼロパートナーを辞退するとき。

(2) 事業所が市外に転出又は閉鎖したとき。

(3) 前条第1項の規定による認定の取消しを受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、2050ゼロパートナーの事業者等が解散その他の事由により消滅したとき。

2 市長は、前項の規定による返却を受けたときは、第4条の規定による機会の付与及び第5条後段の規定による公表を中止するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

実施項目	
1	地球温暖化対策についての2030年まで及び2050年までの目標を設定していること。
2	従業員等に対し、地球温暖化に関する教育、研修、啓発等を行っていること。

3	<p>(1) 事業所等の設備において、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備を設置していること。</p> <p>(2) 事業所等の活動において使用する電力について、二酸化炭素排出係数ゼロの電力を使用し、又は電力の使用に伴って発生する二酸化炭素排出量相当分の環境価値を取引する証書（非化石証書及びJクレジット等）を購入していること。</p> <p>(3) 事業活動又は商店会の活動において自動車を使用する時は、エネルギー効率に優れた次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車及び燃料電池自動車等をいう。）を使用していること。</p> <p>(4) 事業所等の建築物及び設備において、「武蔵野市建築物環境配慮指針」に定める環境配慮事項に準拠した対策を行っていること。</p> <p>(5) 事業活動又は商店会の活動において、プラスチックの代替素材を使用していること。</p> <p>(6) その他、事業活動又は商店会の活動において、地球温暖化対策に関して、特筆すべき取組を実施していること。</p>
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 1 及び 2 は必須項目とし、3 は一つ以上の事項を実施する必要がある項目とする。